

(様式 1 1)

令和 年 月 日

## 参加辞退届

(あて先) 狭山市長 小谷野 剛

[代表企業]

所在地

商号又は名称

代表者名

印

令和 年 月 日付けで申込みをしました入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業若い世代向け住宅用地の整備等を担う民間事業者の公募への参加申込みを辞退します。

(辞退理由)

(様式12)

## 共同企業連合体協定書

●●株式会社（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）と●●株式会社（以下「丙」という。）とは、共同企業連合体を結成し、入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業若い世代向け住宅用地の整備等を担う民間事業者の公募（以下「本事業」という。）において、共同して事業を実施し、●●を推進し、その円滑な遂行を図るため本協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙並びに丙は、共同企業連合体を結成し、本事業を共同連帯して遂行する。

(名称)

第2条 当共同企業連合体は、●●事業共同企業連合体（以下「連合体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 連合体は、事務所を●●に置く。

(連合体の存続期間)

第4条 連合体は、狭山市との間に本事業に関する「土地売買契約書」を締結する日に成立し、買戻特約期間が終了するまで存続するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 連合体の構成員は、別紙1に記載のとおりとする。

(構成員の本事業の分担)

第6条 各構成員の本事業の分担は、別紙1に記載のとおりとする。

(代表企業)

第7条 甲、乙並びに丙は、当連合体の代表企業として甲を指名する。

2 甲は、本事業における対象地について、当連合体を代表して、狭山市と土地売買契約書を締結するものとする。

(代表企業への委任)

第8条 甲は、本事業に関し、狭山市、監督官庁等との折衝を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき折衝を行った事項を乙及び丙に対し、定期的に報告するものとする。

(構成員の責任)

第9条 構成員は、甲、乙並びに丙の協議の上決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、他の構成員に係る業務に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 構成員は、本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

(共通費用の分担)

第11条 本事業施行中発生した共通の経費等については、必要の都度甲、乙並びに丙の協議において構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第12条 構成員がその分担業務に関し、狭山市及び第三者に与えた損害は、共同企業連合体がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議し、決定する。

(構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、本事業が完了する日までは脱退することはできない。

ただし、代表企業を除く構成員が他の構成員全員及び狭山市の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 構成員のうち本事業途中において、前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

3 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第14条 構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第15条 本連合体が解散した後においても、本事業につき契約不適合があつた場合は、構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(構成員の変更について)

第16条 破産、脱退等により構成員が欠員した場合は、市と協議し承諾を得た上で新たに構成員を追加、変更することができる。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙並びに丙の協議において定めるものとする。

この協定締結の証として、本書●通を作成し、甲、乙並びに丙記名押印の上、各自1通を保有し、1通を狭山市へ差し入れるものとする。

令和 年 月 日

甲 (所在地)  
(名称)  
(代表者名)

乙 (所在地)  
(名称)  
(代表者名)

丙 (所在地)  
(名称)  
(代表者名)

物 件 目 録

所 在	面 積 (㎡)	備 考
合 計		

(別紙1)

連合体構成員及び業務分担内容

企 業 名 等			事 業 分 担 内 容
代 表 企 業	住 所		
	名 称		
構 成 員 企 業	住 所		
	名 称		
構 成 員 企 業	住 所		
	名 称		